外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送 認可事項 事業者に放送と同時に提供する業務 有線テレビジョン放送事業者(有線役務利用放送事業者を含む。以下 同じ。)に対し、その実施する有線テレビジョン放送(有線役務利用放 業務概要 送事業者にあっては、有線役務利用放送。以下同じ。)の用に供するた め、外国衛星を通じて、協会が実施する外国人向けテレビジョン国際放 送の放送番組を放送と同時に提供する業務。 (1)提供する番組及び態様 有線テレビジョン放送事業者に対し、同事業者が平成23年1月以 降に実施する有線テレビジョン放送の用に供するため、その自主番組 として、一日平均23時間程度、外国人向けテレビジョン国際放送の 放送番組を放送と同時に提供する。 (2) 提供方法 番組の提供は、アジアサット等の外国衛星から送信される外国人向 けテレビジョン国際放送の放送番組を、有線テレビジョン放送事業者 が、自らの負担により直接又は他の事業者を介して受信することによ り実施する。 (3) 提供の条件 提供する番組は、外国人向けテレビジョン国際放送の全放送番組で 実施計画 あり、提供は無償とする。一方、提供先の有線テレビジョン放送事業 者は、これを有線テレビジョン放送するに当たり、加入者から追加料 金を徴収しないこととする。このほか、提供に当たり有線テレビジョ ン放送法上の国内番組編集準則や当該有線テレビジョン放送事業者の 番組基準に適合させることを目的とする限りにおいて、当該有線テレ ビジョン放送事業者による番組の改編等を認める。 (4)提供先 提供先は、外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組が国内在住 の外国人視聴者の日本理解の促進にも資するとの観点から当該放送番 組を受信し有線テレビジョン放送する等の実施計画を有し、協会に対 し提供を求めている有線テレビジョン放送事業者であって、協会が本 業務を実施するに相応しいと認めた者とする。 業務の実施時期は、平成23年1月1日から平成23年12月31日 実施期日

までとする。